

環境創出に関する行動計画書（平成23年3月25日作成）

1 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「-」を記入する。		法令に基づく規制基準	維持管理目標値	将来目標値（目標年：平成26年）	自主検査の頻度
大気汚染（排出ガス）	硫黄酸化物(LPG) 窒素酸化物(LPG) ばいじん(LPG)	0.19Nm ³ /h 150PPM 0.10g/Nm ³	0.02Nm ³ /h 80 PPM 0.02g/Nm ³	0.01Nm ³ /h 70 PPM 0.01g/Nm ³	1 2回/年 1回/5年
水質汚濁(公共下水道へ排水)	水素イオン濃度(pH) 生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) n-ヘキサン抽出物質含量(動植物油脂類)	5～9未満 300mg/L未満 300mg/L未満 30mg/L未満	6.0～8.0 100mg/L未満 100mg/L未満 20mg/L未満	6.3～7.7未満 80mg/L未満 50mg/L未満 15mg/L未満	2回/年
騒音	騒音の大きさ	朝・夕 60db 昼間 65db 夜間 50db	- 65db -	- 62db -	2回/年
産業廃棄物	ゼロエミッション活動(リサイクル率) 産廃発生量	- -	98%以上 100t以下	99%以上 60t未満	- -

1 燃料の成分分析結果より、燃焼ガス中の硫黄酸化物量を求めることとする。

2 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1) 大気汚染
冷暖房には、LPガス又は電力を使用する。
- (2) 水質汚濁
工場廃水は全て公共下水道に排出し、有害物質の河川への流出及び地下浸透が発生しないよう日常管理に努める。
排水処理設備の適正な維持管理に努める。
- (3) 騒音
騒音特定施設を適正に維持管理するとともに、事業場内の配置を考慮する。
- (4) 産業廃棄物
不良低減活動により廃棄物の発生を極力抑制し、包装材料等のマテリアルリサイクルを推進する。

3 温室効果ガス排出抑制対策

- (1) 緑化の推進
工場内に大気環境木等の樹木を育成し、常に維持管理する。
- (2) 電気使用量の削減
デマンド制御（最大使用電力制御装置）により、電力の使用を抑制する。
製造設備は、積極的に省エネ設備を採用する。
- (3) 作業車両及び自動車の対策
社内で使用するフォークリフトの燃料には電気を使用し、社用車はエコカーを優先的に購入する。

4 グリーン購入に関する具体的な内容

コピー紙等、可能な範囲で環境に配慮した商品を優先的に購入する。

5 その他の環境創出に関する対策

ISO14001を維持し、継続して環境保全、環境改善に取り組む。
毎月、工場周辺の清掃活動を実施する。